

# 民生委員・児童委員

## 民生委員・児童委員

(任期：平成19年12月1日～平成22年11月30日まで)

(敬称略)

担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名
住吉	白井美香子	西本郷	角谷秀子	柿崎	進士保正
住吉	平井以久子	西本郷	村山豊彦	柿崎	植田一二三
新田	船津喜代子	高馬	土屋榮	外浦	寺川富春
大和	山下覺	西中	村山勝利	須崎	渡邊政治
港	得上まち子	中2	井上滝典	須崎	長友末子
中央	*	東中	鈴木ちか子	原田	金指安行
大坂	金澤威志	立野	土屋たつ子	原田	土屋和子
弥七喜	天野隆玄	河内	白井ふく子	長田	藤井秀喜
広岡東	大澤光邦	河内	小室由喜恵	板戸	飯田誠
広岡西	富井佑	河内	山本進	吉佐美	星野峯雄
広岡西	浅岡美子	蓮台寺	村山登美雄	吉佐美	道家由紀子
広岡西	橋本紗甫子	蓮台寺	坂倉碩夫	吉佐美	進士與一
岩下	堤正	大沢	山田巖	大賀茂	松下昭
岩下	内山剛	落合・箕作	高橋忍	大賀茂	増田利男
岩下	白井利恵子	須原1	土屋文男	田牛	渡邊安之
岩下	渡邊尚子	須原2・宇土金	鈴木明弘	主任 児童委員	
東本郷	白井文子	北湯・椎原	土屋雄司	浜崎・白浜	土屋登志枝
東本郷	辻村公美恵	加増野	小林正明	下田・朝日	加嶋五十鈴
西本郷	松本和美	横川・相玉	渡邊きく江	稲生・稲梓	渡邊みどり

\*印の地区の委員は選任中です。近隣の地区担当委員にご相談ください。

きちんと納税している皆さまの立場に立ち、しっかりと徴収し、税における公平性を確保します

地方税の滞納整理の専門組織、静岡地方税滞納整理機構が1月15日に設立され、4月1日より業務を開始します。

滞納整理機構ってどんな機関？

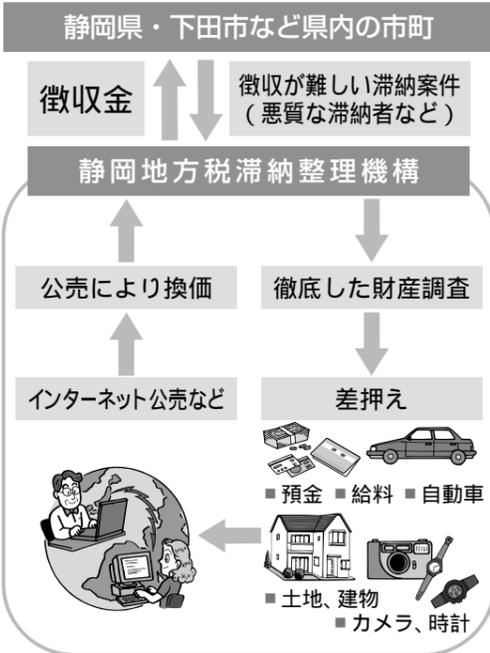
滞納整理機構は、静岡県と県内すべての市や町が参加し組織された、地方自治法に基づく公共団体(広域連合)です。県や各市町から、悪質な滞納者など、処理が難しい滞納案件の移管を受け、滞納処分(差押や公売など)を中心とした滞納整理を専門に行う機関です。この機構は、県と市

町からの派遣職員で構成され、弁護士などの支援を受けながら、財産調査と滞納処分にあたります。

機構への移管は納付意思のないかた

市税務課では、機構へ滞納案件を移管する前に、移管予定者に対して納税催告書兼移管予告書を送付します。催告書に記載された期日までに納付意思がないと判断される場合は、市から機構へ滞納案件が移管されることとなります。問合せ先 税務課 ☎22218

## 滞納整理はこのように行います



守られていますか あなたの人權

このほど、下田市の人權擁護委員に、新任として進士照枝さん、再任として藤井忠さんと朝比奈博光さんが委嘱されました。市の人權擁護委員は、今回委嘱を受けた3名のほか、宮川元明さん、和泉獅子さんの計5名です。

人權擁護委員は、地域住民の人權が侵されないよう見守り、人權が侵された人がいた場合には、その相談を受けるとともに、法務局などの専門機関と連携をとり救済します。また、人權の大切さについての理解を深めてもらうための活動なども行っています。特設人權相談 虐待・差別等の人權に関する悩み相談をお受けします。日時 2月27日(水) 午前10時～午後3時 場所 市役所第1委員会室 問合せ先

下田人權擁護委員協議会事務局 静岡地方税務局下田支局内) ☎0534 福祉事務所社会福祉係 ☎22216

昨年12月に任期満了に伴って改選が行われ、56人の皆さんが民生委員・児童委員に委嘱されました。今後3年間、市民の皆さんが地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉の良き支援者として活動していただきます。



子育てに関すること、高齢者の悩み、介護に関することなど、福祉に関する心配ごとがありましたら、ひとりで悩みを抱え込まず、お住まいの地区の民生委員・児童委員に相談してください。常にみなさんの立場に立って相談にのります。そして、関係機関とのパイプ役を務めるなど、問題解決を継続的にお手伝いします。民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容は

## 民生委員 児童委員とは

「民生委員・児童委員」は、民生委員法並びに児童福祉法に基づいて厚生労働大臣より委嘱された委員で地域における社会福祉の増進につとめるボランティアです。住民の立場に立ってほしい方、身近な相談支援者として皆さんの暮らしを支援する活動をしています。

民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員がいます。主任児童委員は学校や児童相談所などの関係機関と協力して子どもと親の抱える問題に対して相談や支援活動を行っています。

問合せ先 福祉事務所社会福祉係 ☎22216

## 「北方領土の日」をどう存じますか

1981年、北方領土問題に対する国民の関心と理解をさらに深め、全国的な北方領土返還要求運動の一層の推進を図るため、政府は2月7日を北方領土の日と定められました。なぜ、2月7日なの？ 嘉永7年10月、ロシア使節プチャーチンが乗ったディアナ号が下田に来航しました。彼らの目的は日露北方国境の画定と開港でした。

11月に入り第1回の条約締結交渉が福泉寺において開始されましたが、翌日、安政の大地震による大津浪により下田は壊滅的な被害を受けました。交渉は、このような中で第2・3回は玉泉寺で、第4・5回は長楽寺に場所を移して続けられ、安政元年12月21日(1855年2月7日)、長楽寺において日露通好条約が締結されました。

この条約で、両国の国境を択捉島とウルップ島の間に定め、択捉、国後、色丹、歯舞の四島は日本の領土とし、ウルップ島から北の千島列島はロシア領とすることが確定し



ました。また、樺太は両国民混住の地とされました。この歴史的な意義と、平和的な外交交渉によって領土の返還を求める北方領土返還要求運動の趣旨から、北方領土の日として最も適切な日とされたのです。

## 交通規制にご協力ください！

2月7日(木)、長楽寺玉泉寺間をコースとして「北方領土の日」記念史跡めぐりマラソン大会が開催されます。午前10時のスタートから約1時間交通規制が行われます。ご協力をお願いします。問合せ先 「北方領土の日」記念下田の集い実行委員会(市役所総務課内) ☎22211